



都民ファーストの会 東京都議団

都議会議員(港区選挙区)

平成29年第3回定例会 報告号

入江のぶこ

PROFILE

1962年生まれ。成城大学文芸学部英文学科卒業。民放テレビ局に勤務し、子育てや子どもに関するコンテンツの企画・プロデュースを担当。2017年7月の東京都議会議員選挙港区選挙区においてトップ当選。都議会では文教委員会、オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ推進対策特別委員会に所属。

■発行元

都民ファーストの会 東京都議団
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話：03-5320-7272
FAX：03-5388-1901

東京都議会 第3回定例会 「子どもを受動喫煙から守る」議員提案条例が

25年間で2本目の議員提案条例が成立。
条例をつくる都議会へ始動。

第20期の都議会としては初めての定例会である、平成29年第3回定例会が9月20日から10月5日で行われ、都民ファーストの会 東京都議団が都議会公明党等と共同提案をした「子どもを受動喫煙から守る条例」が可決、成立しました。平成30年度4月1日に施行予定です。

都民ファーストの会 東京都議団は「ふるい都議会をあたらしく」するために東京都議会ではこれまで25年の間に1本しか成立しなかった議員提案条例を引き続き推進してまいります。25年間で2本目の議員提案条例が第3回定例会で実現したことになります。

受動喫煙は、子どもの喘息や乳幼児突然死のリスクを高めることができます。一方で、子どもは自分の意思で受動喫煙を避けることが困難であり、子どもをタバコの煙から守る必要性が高いと考えます。

この条例案は、罰則を設けておらず、「子どもを受動喫煙から守ろう！」という啓発を促す条例です。条例を策定するにあたっては、意見募集も行い、多くのご意見をいただきました。

「子どもを受動喫煙から守る条例」の主な要旨

喫煙する者は次の場所での子どもの受動喫煙防止に努めること

- 学校、児童福祉施設などの周辺
- 子どものいる自動車内
- 子どもと同室の空間
- 小児科など医療機関の周辺



国立市・国分寺市(新人)
岡本 こうき議員

本条例成立に向けて、中心的な役割を果たした 岡本こうき議員

小児科医の研究団体には、「受動喫煙は、まさに児童に危害を与える虐待に違いありません」と宣言している研究会もあります。こうした状況下、一刻も早く、受動喫煙に苦しんでいる子どもたちの助けになっていきたいと考え、この条例案を策定しました。受動喫煙の問題に限らず、私を含め、都民都民ファーストの会 東京都議団は、「ふるい都議会を新しく」、議会の本来の立法権能を取り戻し、そして「スピード感」をもって、かつていねいに政策を実現して参りたいと考えています。

東京都議会HP(<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/>)で詳しく確認することができます。

議会改革への第一歩！

- 常任委員会のインターネット中継の実施
- 政務活動費の飲食への使用原則禁止



10月31日の議会改革検討委員会で、全会派が賛成する形で、「常任委員会のインターネット中継」「政務活動費の飲食への使用原則禁止」が決定しました。

インターネット中継については、現在、都議会の委員会室には中継用の設備がない一方、15もの委員会室があり、中継設備の導入によるコストもきちんと検証する必要があります。そこで、まずは平成30年度上半期の総務委員会で試行中継を実施し、その後に他の委員会にも展開していくという方針です。

政務活動費の支出については、全国の地方議会で度々問題になっています。他会派では、高級な弁当や新年会の会費などに政務活動費を充てているケースが散見されてきました。このような使い方は都民の感覚からはかけ離れていることから、都民ファーストの会東京都議団は、都議会のルールよりも厳しい自主基準をもうけ、当初より、政務活動費の飲食や会費への支出は禁止しています。



そして、今回、会議や視察・研修、グループ活動に伴う飲食経費や宿泊に伴う食事代について支出を禁止するという「政務活動費の飲食への使用原則禁止」が議会改革検討委員会で決定した次第です。

「常任委員会」とは？

都議会では広範囲にわたる案件に対応するため、専門的かつ詳細に審査する委員会が設置されます。常任委員会には、総務、財政、文教、都市整備、厚生、経済・港湾、環境・建設、公営企業、警察・消防の9つがあり、議員は一人1委員会に所属します。

「政務活動費」とは？

議員が行う調査研究、広報活動などの経費の一部として会派に交付される費用のこと。



私たち、都民ファーストの会 東京都議団は、今後、「議員公用車の見直し」「議会のペーパーレス化」などさらなる議会改革に向け力を尽くして参ります。

都議会、都政へのご意見、ご要望をお聞かせください。

連絡先

入江のぶこ事務所

〒107-6012 港区赤坂1-12-32 12F
TEL:03-4360-9299 FAX:03-4360-8441
<http://irienobuko.com>



「ふるい議会をあたらしく！」